

議案第10号

みよし市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年3月2日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

## みよし市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

みよし市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年三好町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

みよし市消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>